

京都光華女子大学
研究紀要 第45号 抜刷
平成19年12月5日 発行

林市藏の履歴に関する研究（三）

—山口縣書記官から東拓理事まで—

小笠原 慶 彰

林市藏の履歴に関する研究（三）

— 山口縣書記官から東拓理事まで —

小笠原 慶 彰

はじめに

前稿では、林市藏が帝國大學卒業後に、判任官としての拓殖務省屬を振り出しに奏任官たる警察監獄學校教授の任を終えるまでの官吏履歴の前半を検証した。その検証からだけでも、たとえば借金返済にまつわる友人との関係の可能性など、今までとは違った市藏像を提示できた。市藏はこの後、山口縣、廣島縣、新潟縣で事務官となり、三重縣知事から東洋拓殖會社理事、山口縣知事を経て、米騒動直前に就任した大阪府知事で依願免本官となって官界から離れる。その大阪府知事時代に「大阪府方面委員規定」を制定し、免官後に民間会社の役職を得てからも、方面委員の発展に尽力する。

本稿では、前稿に引き続き山口縣、廣島縣、新潟縣の各事務官、三重縣知事から東洋拓殖會社理事までの履歴の解明作業を続け、林市藏が方面委員制度創設に関わるまでの歩みをより明確なものにしていきたい。

一 山口縣書記官から新潟県事務官までの時代

警察監獄學校教授の任を解かれた林市藏は、一九〇四（明治三十七）年、山口県書記官を振り出しに大阪府知事時代の一九二〇（大正九）年に依願免本官となるまで、東洋拓殖株式會社理事時代の八年間を挟んで、地方官として過ごすことになる。

ここで市藏在任中とその前後の地方官官制について簡単な沿革を見ておこう。その期間の地方官官制は、ほぼ以下のような経緯を辿っている。¹⁾

・一八八六（明治十九）年七月二十日勅令第五十四號により「地方官官制」が制定され、同日付勅令第五十五號により「地方官官等俸給令」が定められた。

府縣長官は知事とされ、その他職員として書記官・収税長等を置き、機構が第一部・第二部・収税部及び警察本部となった。

・一八九〇（明治二十三）年十月十一日勅令第二二五號によって「地方官官制」が全部改正され、同日付の勅令第二二六號により「地方官官等俸給令」も全部改正された。

職員を知事・書記官・警部長・収税長等とし、機構が内務部・警察部・直税署等二部三署とした。

・一八九一（明治二十四）年七月二十七日勅令第一二〇號により「地方官官等俸給令」は廃止となり、「地方高等官俸給令」が新設となった。

・一八九三（明治二十六）年十月三十一日勅令第一六二號により再び「地方官官制」が全部改正された。

直税署・関税署を廃し、収税部とした。

・一九〇〇(明治三十三年三月三十一日勅令第九十三號により「地方高等官俸給令」が全部改正された。

・一九〇五(明治三十八年四月十九日勅令第一四〇號により再々度「地方官官制」が全部改正され、同日付勅令第一四四號により「地方高等官俸給令」も全部改正された。

職員を知事・事務官・警視等とし、機構が第一部・第二部・第三部・第四部となった。

・一九〇七(明治四十年七月十三日勅令二六六號により「地方官官制」が中改正された。

機構が内務部・警察部となった。

・一九一〇(明治四十三年三月二十八日勅令第一二二號により「地方官官制」が中改正されたが、同日付勅令第一三四號によって、「地方高等官俸給令」は廃止となり、高等官の俸給は、「高等官官等俸給令」に統一された。

三割程度の増俸を主とする制度の改正整備が実施された。

・一九一三(大正二年六月十三日勅令第一五一號により「地方官官制」が三度目の全部改正となった。

職員を知事・内務部長・警察部長・理事官・警視等とし、機構が知事官房・内務部・警察部となった。

このような地方官制度の変遷を踏まえて、市藏の官歴を辿りながら、当時の地方官の置かれた政治的状况についても探ってみたい。

(一) 山口縣書記官・事務官

さて前述のように林市藏は、一九〇四(明治三十七年)三月五日、山口縣書記官に任じられ、高等官四等に敍せられるとともに、二級俸を下賜された。年俸千八百円である。つまり、市藏の山口縣書記官着任は、一八九三(明

治二十六)年の地方官官制によるもので、一九〇〇(明治三十三年)の地方高等官俸給令により俸給が決定されたことになる。着任と同時に内務部長(後、第一部長)に補されていたが、さらに十一月二日には、高等官三等に陞叙するとともに、十二月二十日に従五位に叙せられた。ただし、翌年四月十九日に地方官官制全部改正および俸給令改正があった。そのため山口縣事務官となった。

その翌年一九〇六(明治三十九)年四月一日勳五等に叙せられて、雙光旭日章を受章し、金千円を賜っている。これは「明治三十七八年事件ノ功二依ル」、すなわち日露戦争の戦勝祝いといったものであるが、千円というのは、当時の年俸の半分以上に当たる金額である。この栄誉はもちろん市藏だけに為されたものではないが、思わぬ臨時収入であったことは確かだろう。しかもその直前三月二十九日には手当として金五十円を給与されているのだが、その理由は不明である。

ところで、市藏着任時の縣知事は、一九〇三(明治三十六)年六月二十九日から一九一二(明治四十五年)年六月二十九日まで知事の職にあつた渡邊融である。渡邊は、熊本藩士族で一八七二(明治五)年の白河縣權少属を振り出しに、判事、検事を経て一八九七(明治三十)年に農商務省山林局長、一九〇〇(明治三十三年)年一月十九日より第十四代高知縣知事を経て、第九代山口縣知事に就任していた。市藏着任前年に山口縣廢県につながる府県廢合案を政府が議會に提出したため、縣会が非廢県運動を展開したようなこともあつた。渡邊の在任時に重なる日露戦争時には、県出身者から二千人を超える戦傷死者を出したため、傷兵、遺家族の救護が大きな課題だったとされている。先の市藏に対する手当で五十円は、このことに関連しているのかもしれない。その他にも県庁舎改築案にもなう山口町、防府町、下關市による三つ巴の山口縣廳争奪戦もあつた。渡邊知事は、経歴からすれば藩閥系の国士知事のようにだが、病気によって依願免本官となっており、そのことに政治的な背景はないと考えられる。

(二) 廣島縣事務官

市藏の山口縣書記官及び事務官として在任は、二年四ヶ月あまりである。一九〇六（明治三十九）年七月二十八日に地方高等官俸給令中改正があったが、同日付で市藏は、廣島縣事務官に任じられた。同時に高等官三等に敘せられるとともに、二級俸を下賜され、廣島縣第一部長兼第三部長（内務・産業）に補された。さらに同年十二月二十七日付けで、一級俸を下賜された。当時の廣島縣第一部長には、第五師團司令部所在の県として三百円の加俸があり、等級の上昇と合わせて二千三百円の年俸となったはずである。

廣島縣事務官着任当時の知事は、一九〇四（明治三十七）年一月からその職にあった山田春三である。山田は、長州萩の生まれ。山口藩士村岡忠治の次男で山田久充の養子。一八七五（明治八）年に山口縣第十二大區學區取締を振り出しに、翌々年に山口縣十等警部となり、萩の亂で功績を立てて山口、岩手の縣警察部長、岩手縣權少書記官、山梨、奈良、愛知、佐賀の書記官、京都府内務部長を経て、福島、埼玉、靜岡の各縣知事となり、一九〇七（明治四十）年一月十日まで第十四代廣島縣知事。福島縣知事時代には、縣会の不信任に対して二度続けて解散を命じるといったあまり例のないことをしたが、これは「長州内閣に対する忠誠の証であつた」^③とされている。しかし、靜岡縣知事時代には前々任知事が地元自由黨と結託した不正、たとえば戸籍簿を偽造した移民に渡航免状を下付したとされる移民事件^④などを正したため名知事とされている。たとえば「昂ち山田知事は専ら稅政矯正を旨とし、政友會の爲攪拌された縣政の秩序回復に努め、財政上にも無用を節し有用に資し地方經濟の緊縮を謀つた」^⑤といった評価である。廣島縣知事は、依願免本官となっている。しかし退任後、宮中顧問官・錦鷄間祇候となり、貴族院議員に勅撰され、日本赤十字社理事も務めた。つまり、退任後の処遇に一定の配慮はされている。一九二一（大正十）年に七十六歳で歿した。

山田の退任は市藏在任中だが、その後任知事は、一九一二（明治四十五）年三月二十八日まで務めた宗像政であ

る。⁶ 宗像も、元熊本藩士で一八七一（明治四）年、県命により開拓使札幌學校に入学、廃校後東京芝増上寺に開設された開拓使假學校で学んだが、病気により中退。西南戦争で西郷軍の協同体に中隊長として参加したため懲役五年の刑で市ヶ谷監獄に下獄。三年後特赦で出獄した後は、相愛社（後の九州改進黨）で機関紙『東肥新報』印刷長として自由民権運動にしたがった。後に日中親善を唱えて上海で東亞学館を設立した。その後一八九四（明治二十七年）年第三回衆議院議員選挙で当選し進歩黨代議士となるが、松隈内閣のもとで埼玉縣知事となった。この時、内閣総辞職に際して連袂辞職せず「我は壇ノ浦まで往くべし」と宣言し「壇ノ浦知事」の異名を取った。また同時期に衆議院立候補の時点で被選挙権獲得のため便宜的に用いていた田村性から、先祖名乗りの宗像に復した。さらに青森縣知事、福井縣知事を経て、宮城縣知事時代に「教科書疑獄事件」⁷の嫌疑で一時休職した。しかし、予審免訴となった後に官界に復帰し、高知、廣島、熊本、東京の各府縣知事を歴任し、貴族院議員に勅撰されたが、その翌年の一九一八（大正七）年に没した。政友會系である。

山田の退任と宗像の就任は、後述のように第一次西園寺内閣の原内相による整理人事といつてよい。

(三) 新潟縣事務官

一九〇七（明治四十）年七月十三日付けで地方官官制中改正があったが、市藏はその同日付けで新潟縣事務官に任じられるとともに、敍高等官三等一級俸下賜補内務部長となった。廣島縣事務官在任は、およそ一年と短期間であった。新潟縣事務官も旧開港場（新潟港）所在の県として加俸があったので、年俸に変化はなかったはずだ。

市藏が新潟に着任した当時の第十二代新潟縣知事は、同年一月十一日から一九二二（明治四十五）年三月二十八日までその任にあった清棲家教である。清棲は、伏見宮邦家親王を父とする公家で、一八七三（明治六）年に宮家在籍のまま得度して澁谷性の眞宗佛光寺派管長となり、一九八〇（明治十三）年、大教生まで進んだ。一八八八

(明治二十一年)年、還俗して清棲家に臣籍降下し、伯爵を授爵された。その後、貴族院議員でありながら、山梨、茨城、和歌山、新潟各縣知事を歴任した。後、宮中顧問官となり一九二三(大正十二)年に六十一歳で没した。正二位勲一等。

市藏の新潟縣事務官時代のこととして、次女の婚たる堀田健男(内務官吏)が以下のようなエピソードを紹介している。

その頃新潟県には清棲とかいう殿様(伯爵)出の知事さんがおられ、なかなか気むづかしい方で、部下も気苦労のしどろしどろである。ことにいまの副知事格にあたる内務部長の大へんなものであつた。もう二人も内務部長をとりかえて見たが、それでもまだお気に入らぬらしい。内務省もほと、困りぬいて「まあ本人には気の毒ではあるが、広島にいる林君にでも行つてもらふことにしよう。林君のような、人のこなれた者でもくず、いわれるようなら、それはもう殿様知事の気ま、であるから、その時は内務省としても考えねば……」⁽⁸⁾

このエピソードは、市藏の着任が清棲知事着任のわずか半年後で、その上市藏転任後の知事在任期間の方が長いことなどを考慮すると、内容をそのまま信用することは難しい。しかし「明治三十年頃から十年間ばかり、山梨、茨城、和歌山、新潟四縣の長官に歴任し『雲上知事』として稀らしがられてゐた」ばかりではなく、たとえば蟲貞の芸者を同伴して佐渡巡視に行き、食事も鳥のものは不潔だとして食わずに持参した食材を調理させたというゴシップも紹介されているので、堀田の紹介するような側面もあつたのだろう。⁽⁹⁾

当時の新潟縣は、一九〇七(明治四十)年九月の県議會で政友會が絶対多数を維持するために黨議制を採用し、政党色が強くなつて政党間の対立が激化していた時期である。対立する憲政本黨の切り崩しの結果、舞台裏の駆け

引きと議場での各党の対立が混乱を招いた。知事にとっては議会運営が容易になり、官吏主導の政治を行い得たとする状況説明の指摘もある。そうであれば、内務部長としては却って気ままな知事の独走を抑える必要があったかもしれない。いずれにしても市藏にとっては県議会の政党間対立と知事の県政運営の關係について学べる貴重な機会であったのではないか。

二 林市藏地方事務官時代の地方行政と人事

市藏が書記官・事務官の任にあった当時の知事について、やや詳細に述べたのは、当時の地方官人事について考察するためである。市藏が地方事務官をしていた時期の知事の門地や経歴を見ると、文官任用令が改正される以前に勅任官たる知事が特別の資格を必要とせず内務大臣によって選任されていた時代の名残が相当ある。いわゆる藩閥知事である。当時、政党はまだ政権を握るだけの勢力はなかったが、藩閥との駆け引きは行われていた。その結果、中央官庁でも地方官についても勅任官ポストが政治的に利用される人事がなくなかった。これは、いわゆる政党による獵官運動の類が横行したような事態であった。「第二次松方内閣（松隈内閣）、ついで第一次大隈内閣（隈板内閣）の成立の頃から、自由任用であった勅任官級に政党員の任用がさかんに行われるようになった。これは「文官任用令」からはずされている勅任官級が政党勢力のねらうところとなった結果にほかならない」¹⁰と述べている。

その結果、一八九九（明治三十二）年には、獵官を抑制し、政党勢力を伸張させないために、藩閥主体の山縣系官吏によって文官任用令の改正が行われたため、知事にも次第に文官任用高等試験合格者が登用されていくことになる。したがって、「明治末・大正初めごろまでの官吏生活は、薩長お偉方のおヒゲの塵を払う気苦労は絶えない

ものの、いわゆる政党政治家との関係は希薄なまま過ぎる¹¹⁾といった状況が次第に変化していく。そして、政党の伸張とともに知事の政党への接近を促し、それがまた政党勢力の拡大に繋がるといった状況を生んでいった。

勅任地方官つまり知事については、第一次西園寺内閣に政友會の原敬が内務大臣として入閣するまでは、散発的に若干の党員知事が送り込まれただけであった。それでも第二次松方内閣（松隈内閣）のように進歩黨員が知事に任命されるようなことはあった。もつともこの時の原の人事についても、後に内務省関係者は「この場合、いわゆる政党人事というよりも、正しい意味の人事刷新というべきものであった。ここで古い官僚は大体辞めて、大学出の新しい感覚を持った人達が上まで当たることになり、明治初め以来の内務人事が一新されることになったといつてよい¹²⁾」と評価している。つまり藩閥人事の解消に向けた取り組みということであろう。

こうして「いづれにしてもいわゆる純粹の内務官僚——というのは、学校を卒業してただちに内務省にはいり順次昇進してゆくという形の官吏が、本省・地方庁にわたって大部分を占めたのは明治末期である。(中略) 明治三十九年に原内務大臣が思い切った人事を行ったことよって完成したものと思われる¹³⁾」という状態が現出したわけである。しかし「色がつかなければ出世はむつかしいというのが政党政治時代の内務省であった¹⁴⁾」というのもやはり実情であったようだ。

市藏が書記官・事務官であった時点で山口縣知事であった渡邊融は、その経歴からして党員ではなく、どちらかといえば古いタイプの藩閥系知事であろう。同じく廣島縣知事山田春三は、非政友會系知事であり、一九〇七(明治四十)年に宗像政に任を譲った事情は、時期的には原による政友會寄りの政党人事であるのは、前述した通りである。

ところが、新潟縣の清棲知事は、すでに地方制度が整い、文官任用令も改正されていたこの頃としては、唯一の皇族出身知事であり、珍しいのはともかくとして、政党の進出に対して正確な認識をしていなかったのではなから

うか。当時の新潟縣会における政友會と非政友會の対立を利用するほどの手腕はなかったかも知れないが、知事対議會という対立関係にもならなかったのは、清棲知事には幸運であつたともいえよう。

さて肝心の林市藏であるが、地方事務官の人事については、政争の渦に巻き込まれることは少なかったとされている。事実、市藏が知事を巡る政争に関わつた形跡はない。しかし、市藏の人事に関しては、廣島縣事務官も新潟縣事務官もおよそ一年間在任しただけであり、その後の官歴を考えると、やはり政党系と非政党系、あるいは政友會系と非政友會系と色分けされつつある勅任高等官人事の力動に巻き込まれていったことはほぼ間違いないようだ。

ところで一方、代議士より高級官吏の方が格上という事情が揺らぎ始めたのは、以下のようなことであつた。少し長くなるが引用しよう。

洋々の春海が波立ちはじめ（官僚の地位が下がり始める、筆者注）きっかけは、明治三十九（一九〇六）年の第一次西園寺公望内閣の成立であり、原敬の内相就任である。原は以降大正三（一九一四）年四月までに三度、通算してほぼ五年間内相をつとめ、政党と官僚の関係を大きく変えてしまう。もともと、最初のころはまだ山県の息のかかつた軍人や官僚が陸軍や内務省など体制の中軸を掌握していたから、政権の維持には、山県系の協力を得るか、少なくとも強い反発は避ける必要はあり、原は山県やその代貸の桂太郎らとの友好関係を重視して、細心の注意を払つた。その一方で、維新世代に属する薩長首腦の勢力が凋落しつつある事情、端的には山県直系の桂ですら、山県から独立し、政党とも競争的共存関係を築くことを考えざるをえない事情も十分に利用した。

さらに、表面上は藩閥が制覇しているかに見える官界にも、変化を求める潮位の高まりがあることも、自らの官僚生活の経験やその当時の仲間、知人などを通して原は肌で感じる事ができた。このころから流通する言葉で言えば、「幕末」なら

ぬ「閩末（藩閩末期）」の機運をうまく捕らえ、我が田に水を引くのが原の戦略で、自らと政友会の躍進のため、官僚人事に緻密で大胆な介入を繰り返すことになる。⁽¹⁵⁾

この事情を理解すれば、市藏の地方官初期はともかく、次第に知事人事にも政友会による相当の影響力が及ぶようになってきており、維新の功労者然とした態度の知事は影を潜めていったと考えるべきであろう。事実、清棲の後任となった森正隆は、学士官吏ではあったが、一九〇七（明治四十）年、原に認められて茨城縣知事となり、秋田縣知事を経て新潟縣知事となっている。彼は「原の第一期内相時代は明治四十一年暮れでいったん幕を閉じるが、その後、明治四十四年の第二次西園寺内閣、さらに大正二年の第一次山本権兵衛内閣と、政友会系内閣の登場ごとに原は内相に復活する」⁽¹⁶⁾のに合わせて、知事就任と休職、辞職、復職を繰り返しているのである。そして「地方長官としての十餘年を、徹頭徹尾政友會知事として勇敢露骨に振舞ひ、彼の往く所、非政友派を震撼萎縮せしめた」⁽¹⁷⁾というのであるから、さぞかし新潟縣を政友會色に塗りつぶしたであろう。

三 三重縣知事時代

林市藏は、新潟縣事務官の在任期間約一年の後、一九〇八（明治四十一）年七月二十日には、第十三代三重縣知事に任じられた。同日付で敘高等官二等、三級俸下賜となっている。知事の三級俸は、三千円であり、年収ベースで八百円の増加となっている。また十月三十日には、正五位に敘せられている。三重縣知事は、同年十二月二十七日までなので、五ヶ月ほどの短い在任期間であった。

この時は、第二次桂内閣で内務大臣は、平田東助であった。平田は「地方長官の更迭を頻繁にやらなかった事も

功績の一つと云われてゐるが、然し決して少い方ではなかつた。がそれは内閣の性質から云つて、また内相の人柄から見て、政黨の意味の少い、事務上の都合による更迭が多かつた¹⁸⁾とされるが、市藏の人事は内閣成立直後に行われており、事務上の都合だけとは言えまい。たとえば政友會系の吉原三郎内務次官が依願免本官になっているのは「政黨の意味」の典型であらう。

林市藏は、高文合格の学士官吏であるし、その地方官としての官歴を見ると、広島縣も新潟縣も加俸のある中県で、その内務部長が県知事になること自体は、なんら不自然ではない。しかし、広島、新潟兩縣の事務官在任は短期間であることは否めないし、三重縣知事在任も結果的には短期間である。そこにどういふ理由があつたのだろうか。

ちなみに市藏前後の三重縣知事在任期間を見てみよう。前々任の十一代古莊嘉門は、一九〇〇（明治三十三年）十月三十一日から四年、前任の十二代有松英義は、一九〇四（明治三十七年）十一月十七日からほぼ三年八ヶ月、後任の十四代有田義資は、一九一（明治四十四）年九月四日までおよそ二年九ヶ月、そして十五代久保田政周は、一九一二（大正元）年十二月二十二日まで一年四ヶ月の在任である。したがって、市藏の在任期間は、それらに比較してかなり短期である。

市藏の任期との関連は直接的ではないが、これらの人事の背景も若干検討しておく。前々任の古莊は熊本出身で佐々友房らとも交友のあつた国士官吏で、國權黨一流の強圧政治を行つたとされるが、後に貴族院議員になつてゐる。前任の有松は高文合格の学士官吏であるが非政友會系で、地方官は三重縣知事のみ。市藏と入れ替わりに警保局長になり、同じく後に貴族院議員になつてゐる。後任の有田は、市藏と同じく平田内相時の人事だが、彼は地元三重出身の士族で、群馬縣知事時代に「赤城館事件」といわれる選挙干渉事件で原内相に盾をつき辞職した。にもかかわらずこの時点で休職知事から復職してゐるので、非政友會系人事だらう¹⁹⁾。そして久保田は、高文合格の学士

官吏で、三十五歳の時に原によって栃木縣知事に抜擢され、その後南滿州鐵道株式會社理事等を経験し、最後には東洋殖産株式會社（東拓）總裁にもなった。これは明らかに当時政権にあつた第二次西園寺内閣における原敬内相による政友會系の人事である。

こうしてみると、林市藏については、原や政友會と深い関わりを持った形跡はないし、むしろ「清浦の甥」²⁰とされるほど近いと思われていた程度に同郷の清浦奎吾を後ろ盾にしていると看做されていたことからして、非政友會系として処遇されていたと言えよう。これらの三重縣知事の人事をみても、それは間違いない。

これらの人事にも当時の知事人事をめぐる政友會と非政友會の駆け引きが感じられるが、市藏の東拓理事就任に関しては、具体的にどういふ事情だったのだろうか。それについては、次節で東拓の設立経緯を辿ることによって、一応の見解を示してみたい。

四 東洋殖産株式會社理事時代

林市藏は、一九〇八（明治四十一年）十二月二十八日付けで東洋殖産株式會社理事を命じられ、一九一六（大正五年）年十一月四日に辞任するまで、二期ほぼ八年を朝鮮で過ごすことになった。この頃は、「第二次桂、第一次西園寺、第二次桂、第二次西園寺、第三次桂、第一次山本、第二次大隈、及び寺内等七代の内閣を、假りに藩閥政黨妥協時代といふ」²¹とされるように政界が浮沈を繰り返す時期に含まれており、これまで述べてきたこととともに政友會との関係を抜きにしては考えられない人事が行われている。

さて、東洋殖産株式會社、いわゆる東拓は、「一九〇八年三月に第二回帝國議會で可決され、八月に日韓両国政府によって公布された「東洋殖産株式會社法」に基づいて、同年十二月に朝鮮における農業殖産事業を営むこと

を目的に設立された日本のいわゆる「国策会社」⁽²³⁾だった。

しかしここに至るまでには、様々な政治的駆け引きが展開された⁽²⁴⁾。そもそも発端は、桂太郎が会頭を勤める東洋協会が一九〇七（明治四十）年六月に幹事長小松原英郎を中国東北地方および韓国に派遣し視察させた後、拓殖会社設立計画が決議されたことにある。その後、内閣と統監府より任命された委員が作成した報告書に基づいて東洋拓殖株式會社法案が作成され、翌年三月に議會に提出された。しかし背景には、伊藤博文はじめ統監府の早急な移民導入に対する慎重論に対して、その対韓政策を緩慢であるとする世論に乗じた桂太郎の先行策があった。さらに朝鮮半島への移民に軍事的な役割を担わせようとする山縣有朋の意見もあり、先行策は、それを取り入れて政府の同意を取り付けたのだという。

したがって東拓幹部の人事は、当然の結果として桂および山縣の影響が強いが、政友會に対する気配りもされている。たとえば、総裁は長州系軍人の陸軍中將宇田川一正だが、副総裁は元内務次官吉原三郎、理事に吉原の部下で佐賀県知事井上孝哉といった顔ぶれが入っている。吉原は、前述のように第一次西園寺内閣における原の人事で内務次官となり、第二次桂内閣で依願免本官となった人物である。また井上は、原の抜擢によって昇任し、佐賀県知事就任の時点では三十八歳という若さであった。もっとも井上の人事は、「政府は此年に入つてから三回に亘り地方長官の更迭を行ひ、以て鬪志を鼓舞するとともに、對選舉の陣容を整へた⁽²⁵⁾」とする見方もあり、必ずしも東拓人事に連結したものではなかったかも知れないが、結果的にはそうなっている。

市藏は、帝大を卒業し、拓殖務屬に任用された時点で吏党政治家たる佐々友房の後押しがあったかどうかはともかく、直接的には警察監獄學校以来、同郷の熊本出身者で大物の清浦奎吾と関係が深まったと考えられる。したがって清浦が山縣直系官吏とされている故をもって理事に選ばれた可能性が高い。つまり、政友會系の井上とのバランスを考えた非政友會系官吏という位置づけの故で行われた人事であろう⁽²⁶⁾。

さらにその以前、市藏が中県たる広島縣事務官に任じられた時点ではともかくとして、同じく新潟縣事務官に任じられたのは、三重縣知事までを見越した人事だったかもしれない。少なくとも三重縣知事時点で前述の東洋拓殖株式會社法が成立しており、東拓の人事も進んでいたはずである。したがって県知事就任の人事自体が東拓理事を予定したものであったとも言えよう。すなわち、四月に選挙を予定した井上の拔擢人事をしたが、第二次桂内閣の発足によって、早々に井上を更迭できないまでも東拓理事に出そうとする様相であったことに対抗して、七月に市藏の箔付け人事を行ったのではないか。いずれにしても相当の政治的・政党的駆け引きがあったことが予想できる。

しかし、この東洋拓殖株式會社理事への就任に当たっては、こういう事情とは関係なく、官吏としては異例の扱いを受けている。というのは在官のままでの理事就任を認められたのである。もともと前例となつたのは、同じくいわゆる国策会社の南滿州鐵道株式會社、つまり滿鉄の理事に対する処遇である。その根拠は、以下の勅令の適用に求められる。

まず、一九〇六（明治三十九）年八月四日付けの勅令第二〇九號「南滿州鐵道株式會社ノ職員ト爲リタル官吏ニ關スル件」によって、官吏が在官のままではゆる滿鉄の理事になることが認められていた。この勅令が、一九〇八（明治四十一年）九月二十五日付けの勅令第二三三號によって中改正され、「南滿州鐵道株式會社又ハ鴨綠江採木公司ノ職員ト爲リタル官吏ニ關スル件」となり、さらに同年十二月二十三日付けの勅令第三一六號による中改正によって、「南滿州鐵道株式會社東洋拓殖株式會社及鴨綠江採木公司ノ職員ト爲リタル官吏ニ關スル件」となり、東洋拓殖株式會社に理事として赴任する官吏に適用されたのである。この勅令は、一九〇四（明治三十七）年勅令第一九五號「外國政府ニ聘用セラレタル官吏ニ關スル件」²⁷⁾を準用するという内容であった。

市藏に関しては、十二月二十五日に本人からの願い出という形式が取られ、十二月二十八日、つまり理事就任の

日に裁可されている。井上についても同様であった。⁽²⁸⁾

この扱いについて先述の井上孝哉は後年次のように回顧している。

單行勅令發布

林三重縣、井上佐賀縣知事は東拓へ、久保田栃木縣、清野秋田縣知事は滿鉄へ、知事在官の儘、特殊會社の重役となつたのであるが、之は當時特に勅令發布があつて格別の殊遇を蒙つたものである。臆ち知事としての職務に携わることなくして其の待遇恩典に浴すると云うお取扱ひで、會社重役の任務にありながら官吏の特典たる位階勲等が進むと云ふ誠に過分のことであつたが、之と云ふのも當時特殊會社の重要性を示すもので其の任に在る者は粉骨碎身の覺悟を以て一死奉公の念に驅られたのは當然であつた。⁽²⁹⁾

さて、とにかく林市藏の東拓理事就任は決定し、いよいよ朝鮮赴任となつた。発令は十二月であつたが、実際には二月に現地赴任したようである。その時の様子は、次のように伝えられている。

宇佐川總裁一行約八十名が東拓の陣容を整へ釜山に上陸したのは明治四十二年二月初めであつた。宇佐川さんは陸軍中將の正服帶劍、祕書の大竹一郎君も陸軍中尉の之れ又同断、その外幹部、社員に至るまで東拓の正服を着用に及んで威風堂々邊りを拂つて乗込んだものである。⁽³⁰⁾

この通りの様相であつたかどうかはともかくとして、八十名という陣容で、しかも帶劍の軍服や正服といった儀式用の服装で厳しく乗り込んだのが事実であるとすれば、東拓という国策会社の困難を意識した出發であつたのだ

ろう。

こうして東拓自体はともかくも出発した。東拓の当初目的は「韓国および李王家の所有地を提供せしめ、土地の近代的所有権を確立する過程において、農地を大量に取得し、大地主となることにより、経済的支配を行い、さらに土地を日本人移住民に耕作させ、朝鮮に大量の日本人農民を殖民させること」³¹であった。こうして「一九〇八年から一九一六年の間は、日韓併合により、当初の目的の焦点がぼけたが、付与された国の保護・利権を基として、韓国の大地主となり、移民を送り込んで、会社の基礎を韓国に築いた草創期であった」³²とされる日々が続いていた。

ところが、一九一三（大正二）年十一月一日勅令第二九七號たる「明治三十九年勅令第二百九号「南滿州鐵道株式會社東洋殖殖株式會社及鴨綠江採木公司ノ職員ト為リタル官吏ニ關スル件」廢止ノ件」により、「在職官吏」としての扱いは廢止された。ふたたび井上の回顧を引くと以下のようである。

數年の後官界に水陸兩棲の批評あるに鑑み其の思惑を顧慮してか井上馨侯から（山縣有朋公も同意らしかった）官吏たる知事と會社の重役と兼任することは面白からぬと横槍がはいつたらしく、單行勅令は廢止せられ知事現官は御免となつて休職とされた。³³

この背景には、この年六月に内閣直屬の「拓殖局官制」が廢止され、内務省地方局所管事務に「朝鮮・臺灣及び樺太ニ關スル事項」が追加されたことがあるのではないか。つまり、政友會と協調的関係にあった海軍閥の第一次山本権兵衛内閣のもとで、東拓に限らず滿鉄も含めて、国策會社を内務省管轄とさせる代わりに、些細な特別扱いを続けて非難されるのは避けておくのが得策との内務大臣原敬による判断から行われたことではないだろうか。

なお井上は「休職」としているが、「廢官」が正しいだろう。なぜなら市藏は、同年十一月十日付けで従四位に敘せられているからである。つまり、高等官在職十年以上で、病氣危篤もしくは廢官・退官・退職の時、その勲勞の状況により、特に位一級を進められるとする特例によるものと考えられるからである。かくして十二月二十七日付けで、たぶん復職後を見越したであろう昇給（二級俸下賜）が行われ、十二月三十一日付けで廢官となった。これより官吏復歸までのほぼ三年余りは、厳密には官歴には算入されないことになる。

なお、東拓在職中の一九〇九（明治四十二年）六月十八日付けで「勳四等瑞寶章」、四年後の一九一三（大正二年）六月十八日付けで「勳三等瑞寶章」の敘勲・授章となっている。この期間は単行勅令適用中であり、その間の東拓理事の経歴である四年間が官歴に通算されていた証拠である。

ところで肝心の東拓理事としての市藏の評価はどのようだったのだろうか。政治的駆け引きを伴う国策会社の運営やその任にあった理事について、客観的で正当な評価を見出すことは困難だが、以下のような記事を紹介しよう。

東拓の人物が何れも不評判の重圍に陥りつゝ、あるの間に於て、彼れは珍しくも可なりの人物なりとして内外に漸く認識せられんとするは東拓の珍なり、蓋し彼れは早く慈父に別れ、随分苦学して世情に通じたりと言へば艱難汝を玉にしたるものか、而も彼れは自ら信ずる所を取りて總裁副總裁と争ひ以て在韓邦人の同情より孤立せる今日の東拓をして局面打開の活動を策する丈の勇氣を有するか否かは固より疑問なり然り、疑問なり³⁴

このはジャーナリスティックな読み物であるので、そのまま鵜呑みにはできないが、市藏が他の同僚と違った評価を受けていたことは窺い知れるのである。

その後、一九一四（大正三）年五月二十二日、任期（五年）満了により東洋拓殖株式會社理事事に再任された。⁽³⁵⁾翌年十一月十日には「大禮記念章」を授与されている。その一年後の一九一六（大正五）年十一月四日「願二依り東洋拓殖株式會社理事ヲ免ス」となるのだが、その理由は以下の通りである。

東拓法は紆余曲折を経て、一九一七（大正六）年に大きく改正され、東拓の在り様を変化させていくことになる。その改正法案審議の過程で、役員問題、つまり総裁・副総裁や理事の風紀紊乱や高給・特別待遇問題が取り沙汰された。結果は、政府補助に対する見返りとして、役員四人（副総裁二名と理事・監事各一名）の削減というそれ自体は法改正の主軸ではない改正を含む結果となっていた。その前段階として、「満州における金融支配の担い手をめぐる憲政会と政友会の対立構造にあつて、東拓法大改正の委員會議論は、一九一六年には廢案に向けて移民事業を始めとして初期の目的を達していない点にかなり集中⁽³⁶⁾」していたことを受けて役員問題が問題にされたのである。事実、東拓の経営状態を見ると「大戦前に成立した土地主導型投資構造は、移民事業の挫折により、地主経営基軸に展開を遂げることなく、また長期金融主導型へ明確に轉換することなく動揺を続けていた⁽³⁷⁾」とされている。市藏退任は、まさにこのような状況下であつた。つまり、改正案成立前年に廢案となつた法案審議の過程で、東拓の事業に対して衆議院東洋拓殖株式會社法改正案委員會の議論で非難が繰り返された時期と符合する。このような事情を踏まえて総裁の吉原三郎は、一九一六（大正五）年十月二十一日に辞職していたのだが、野田副総裁、市藏、井上ら四理事も連袂して辞職したのである。背景に政友會・非政友會の政治的駆け引きがあつたことは確からしいように思える。それは帰国後の市藏や井上孝哉の去就からも推察できることなのである。

まとめにかえて

東洋拓殖株式會社理事を免ぜられた市藏は、「吉原さんの身邊に付き添ふて」⁽³⁸⁾ 帰国したが、早くも翌一九一七年一月十七日付けで、任山口縣知事敍高等官一等二級俸下賜となり、再び官に就いた。井上も一月二十九日付けで富山縣知事に任じられた。しかし市藏は、山口縣知事も同年十二月十六日までで、翌日付で大阪府知事となる。この東拓理事退任から山口・大阪の両知事着任までの人事が、寺内内閣の下で行われている。寺内正毅は、山縣直系ではないが長州系とされており、市藏人事もこの時点の内務大臣の後藤新平による『大阪朝日』の鳥居素川対策とする見方もある。これらについては、さらに稿を改めて書き継ぐことにしたい。

注

(1) 地方官官制等の変遷については、以下を参考にした。

・大霞会編『内務省史』全四巻、原書房(明治百年史叢書第二九五〜八巻)、一九八〇。(ただし、原本は一九七一年刊で、本書は覆刻版)

(2) 以後市藏が事務官として着任した各県の知事略歴や治績については、特に示さない限り、主として以下を参考にした。

・歴代知事編纂会編『日本の歴代知事』第一巻〜第三巻(下)、歴代知事編纂会、一九八〇〜八二。
 ・戦前期官僚制度研究会編・秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会、一九八一。
 ・近代史究明会編『日本歴代知事総覧』経済研究会、二〇〇一。
 ・秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』東京大学出版会、二〇〇二。

(3) 高橋哲夫『ふくしま知事列伝』福島民報社、一九八八、一七三頁。

- (4) この移民事件に関しては、『静岡縣政史話』静岡縣、一九二九(復刻、静岡県図書館協会、一九七六)二四二～二四四頁にさえ出ている。また工藤美代子『カナタ遊戯楼に降る雪は』晶文社、一九八三(集英社文庫、一九八九)でも触れられている。それによると「なんと千六百名の日本人労働者が、籍をごまかして渡航した。その手口はどのようなものだったのだろうか。延々と続く島田の演説記録をたどってゆくと、静岡県の人間として渡航した千六百人のほとんどは、九州並びに中国地方から来た人々だった。順序としては、まず願書を静岡のそれぞれの村長に提出する。村長に「奥書」を貰うと次に県庁へ出し、それが県の参事官にまわり、参事官から書記官を経て、知事のところへ行き、外務省に代わって知事が渡航許可を出す。なんのことはない、村長、県庁の役人、知事ぐるみの犯罪で、他国者に静岡の籍を与え渡航許可を与えたのだ」というものである。(文庫二二三頁)
- (5) 前掲書『静岡縣政史話』二七〇頁。
- (6) 宗像に関する記述については、小山博也『埼玉県政と知事の歴史的研究』新興出版社、一九九六、九三～一一二頁も参考にした。
- (7) 一九〇二(明治三十五)年、教科書の採択権をもつ各府県の審査委員と教科書出版社との間で起こった疑獄事件。中村紀久二『教科書の社会史・明治維新から敗戦まで』岩波新書、一九九二では「一九〇二(明治三五)年二月十七日の未明、東京地方裁判所の検事・予審判事などが贈賄賂の容疑で、金港堂、普及舎、集英堂、文学社の教科書会社など二十余か所を一斉に家宅捜査し、金港堂社長・原亮一郎、休職中の三重県視学官、群馬県郡視学の三名を検挙、その後数か月間検挙がつづけられた。(中略)この疑獄の範囲は一道三府三六県におよび、召喚・検挙者は宮城・栃木・新潟県の現職知事をはじめ、島根県と宮城県の前知事、群馬県元知事、文部省視学官・図書審査官、府県書記官・視学官、郡視学、高等師範学校教諭、師範学校校長・教諭、中学校長、高等女学校長、小学校長、さらには県会議長、県参事会員、弁護士、教科書会社関係者など二〇〇人に達した。(中略)この事件で、予審に付された者一五二名のうち有罪は一二二名、第一審有罪判決は一〇〇名であ

った」(一一三～一一四頁)となっている。また山住正己『日本教育小史・近・現代』岩波新書、一九八七では、「文相は一九〇三年、国定制発足にあたっての演説で、教科書をめぐる疑獄は国際的にも醜態だが、多年にわたる弊害を一掃する好機として国定制に改めたのだと述べた。政府にとつての問題は、採択をめぐる醜聞よりも、教育勅語の精神に合致する教科書を、政府の思惑どおりに刊行できないところにあつた。そのことは、修身・国語・地理・歴史の四教科が国体と関係しており、したがって内容を相互に関連させる必要があるのです、これらをまず国定化し、算術・理科などは後まわしにするとの方針にあらわれていた」(七六頁)と解説している。

- (8) 香川亀人『民生委員の父―林市藏先生傳』広島県民生委員連盟、一九五四、三〇～三二頁。
- (9) 栗林貞一『地方官界の變遷』世界社、一九三〇、八〇～八二頁。
- (10) 大霞会編『内務省史』第一卷、原書房、一九八〇、二四二頁。
- (11) 水谷公三『官僚の風貌』中央公論新社(日本の近代⑬)、一九九九年、一七五頁。
- (12) 大霞会編、前掲書、七〇一頁。
- (13) 同前書、六〇八頁。ただし、副田義也『内務省の社会史』東京大学出版会、二〇〇七、四〇五頁では「同書の判断は、大筋で正しいが、細部でいくつかの例外を見逃してはいる」としている。
- (14) 百瀬孝『内務省・名門官庁はなぜ解体されたか』PHP新書、二〇〇一、八八頁。
- (15) 水谷公三、前掲書、一七六～一七七頁。
- (16) 水谷公三、同右書、一八二頁。
- (17) 栗林貞一、前掲書、二〇〇～二〇二頁。
- (18) 栗林貞一、同右書、一一四頁。
- (19) 高橋哲夫、前掲書、二六頁では、彼について「藩閥出の本県知事の最後になった」としており、藩閥知事という位置づけに

なっている。有田は福島縣知事として五年九ヶ月の最長在任であった。

- (20) 楚水生「東洋拓殖の事業及び新舊首脳者」『實業之日本』第十七卷第三号、一九十四年、四十一頁。この資料はたぶんペンネームで書かれている。林市藏が清浦奎吾の甥である証拠は把握できていないが、そういう風評が立つほどであったという理解はできる。

- (21) むろん清浦が山縣系であることは、『内務省史』さえ認めるところであり、「山縣幕下の官僚政治家としては、清浦奎吾・大浦兼武・平田東助、それにつづいて一本喜徳郎がある」(大霞会編『内務省史』第四卷、原書房、一九八〇、四八頁)となっている。

- (22) 栗林貞一、前掲書、九三頁。

- (23) 河合和男「序章 国策会社・東洋拓殖株式会社」河合和男・金早雪・羽鳥敬彦・松永達『国策会社・東拓の研究』不二出版、二〇〇〇、八頁。

- (24) 以下、東拓に関する記述は、河合和男・金早雪・羽鳥敬彦・松永達、同右書を参考にした。なお本書で松永は、林市藏を清浦奎吾の甥としているが、その根拠となる資料が誤った記述をしている可能性があることは注(20)の通りである。これまでの調査では、甥とする証拠はない。

- (25) 栗林貞一、前掲書、一〇〇頁。

- (26) これとは逆に「何處を何う見込まれたか、政友會副總裁の故野田大塊に惚れ込まれて、當時新設されたばかりの、東洋拓殖の理事として召抱へられ、例のヌーボー式の大塊を扶けて大に敏腕を揮つてゐた」(吉田千之『龍南人物展望』九州新聞社出版部、一九三七、九一―九二頁)とする見方もあるが、これは不自然である。野田が政友會副總裁になったのは、一九二四(大正十三)年六月のことであり、東拓新設時点で政友會副總裁というのは事実ではない。また東拓の人事は、設立の経緯からして、どちらかというとなら非政友會系の山縣系官僚に主導権があったはずだからである。本書の筆者は、政友會系の九州新

聞社（現熊本日々新聞）の記者であり、また第五高等學校出身者を持ち上げる性格の書物であるということを考えて、野田大塊と林市藏に密な関係があることにしたかっとは言い過ぎか。もつとも井上孝哉が「時の東拓總裁野田大塊老に招かれて會社の理事となつた」（栗林貞一、前掲書、二三三頁）としている間違ひもあり（この時点では、宇田川が總裁、野田は監事で、副總裁になつたのさへ数年後のこと）、後年になって東拓人事に関するさまざまな風評があつたらしいことがわかる。いずれにしても東拓の人事に関しては、政友會・非政友會系とされる見方の絡んだものという認識があつたことは確からしい。

(27) 本勅令の内容は、以下の通り。

1 在職官吏ニシテ許可ヲ受ケ外國政府ニ聘用セラレタル者アルトキハ其ノ聘用中ニ限り臨時其ノ官ヲ増置セラレタルモノトス

2 前項ノ官吏ニ対シ必要アルトキハ特ニ在職者ニ關スル規定ヲ適用スルコトヲ得

3 前二項ノ場合ニ於テ俸給ハ之ヲ停止シ旅費ハ之ヲ支給セス

(28) 兩者について、国立公文書館所蔵『公文雜纂明治四十一年・第十七卷・内務省・五十三・2 A 13 纂 1 0 8 2』により確認した。

(29) 北崎房太郎『東拓三十年の足跡』東邦通信社出版部、一九三八、二一七～二二六頁に「三十年祝賀について」と題して井上孝哉の寄せた文章が掲載されており、その一部（二一六～二一七頁）である。

(30) 北崎房太郎、同右書、五頁。

(31) 大河内一雄『幻の国策会社 東洋拓殖』日本經濟新聞社、一九八二、二九頁。

(32) 大河内一雄、同右書、二三頁。

(33) 北崎房太郎、前掲書、二二三～二三四頁。

(34) 「ヒマラヤ山人」「東拓の人物・下」(人物評判記)『朝鮮』第四卷第五号(通卷二五號)、一九一〇、六一〜六四頁。掲載誌『朝鮮』の発行元は朝鮮雜誌社で、後に『朝鮮及び満州』と改題している。「ヒマラヤ山人」は、編集者たる釈尾東邦(春仍)であると思われる。改題後の雑誌には、丸山幹治(侃堂)等も寄稿しているので、どちらかといえば反政府的ジャーナリズムではなからうか。

(35) 明治四十一年八月二十七日法律第六十三號「東洋拓殖株式會社法」(当初法) 第九条に「副總裁及理事ノ任期ハ五年トシ監事ノ任期ハ二年トス」と規定されていた。

(36) 金早雪「第2章 東洋拓殖株式会社における政府および役員」河合和男・金早雪・羽鳥敬彦・松永達『国策会社・東拓の研究』不二出版、二〇〇〇、六八頁。

(37) 黒瀬郁二『東洋拓殖会社・日本帝国主義とアジア太平洋』日本經濟評論社、二〇〇三、八〇頁。ただし、東拓殖の自己評価では「要スルニ当社殖民事業ノ光輝アル成績ニ付テハ(中略)其戸數ハ各地ニ分散シ一般ニ經濟上並社会上自カラ其地位ノ工場ヲ果シ同時ニ附近鮮農ニ対シ模範農トシテ直接ノ指導教化ノ使命ヲ具現シツツアルコトハ当社ノ欣快トスル所ナリ」(水田直昌監修『資料選集 東洋拓殖会社』友邦シリーズ第21号、友邦協会、一九七六、三二三頁)ということになる。なおこの資料は、朝鮮支社農業課が一九三五年頃に『東拓の殖民事業』としてまとめたものの翻刻である。

(38) 北崎房太郎、前掲書、四三頁。

本稿は、平成十九・二十年度科学研究費補助金基盤研究(C)「林市藏の履歴と方面委員制度の関係についての歴史的研究」(課題番号・一九五三〇五二五。研究代表者・小笠原慶彰)による研究成果の一部である。

